

1. 在宅で人工呼吸器使用患者等がたん吸引時に使用する消毒エタノール液やアルコール綿等の衛生材料の供給不足が続いており、必要な者に提供できるようにしてください。

(答)

在宅で人工呼吸器を使用している患者やたんの吸引等が必要な患者など医療的ケアが必要となる方々のご家庭への消毒用エタノールの供給については、本年3月に各都道府県等あてに、手指消毒用エタノールの優先供給にかかる事務連絡を発出しているところであり、引き続き関係部局と連携の上、支援してまいります。

(健康局難病対策課)

2. 在宅療養中の重症患者やその家族が感染した場合の入院先等を確保してください。

(答)

1. 厚生労働省では、都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を提供するための医療機関と病床の設定等に対して依頼をしてきており、各都道府県がそれぞれ検討を行っているところです。

2. 具体的には、

- 各地域の実情に基づき、医療機関と十分に調整の上、受入れ体制を整備すること
- 医療機関単位や病棟単位で新型コロナウイルス感染症を受け入れる重点医療機関を設定すること
- 実際に患者が発生した際の受入れ医療機関への受入調整（患者が発生した際に、県内のいずれの医療機関から患者を受入れるのかの順番も含め）
- 他の疾患で入院している患者の受入れ先の調整
- 地域で発生する救急患者や重症者の受入れに支障を来さないよう、受入の方針について地域全体で事前に調整しておく

等を、各都道府県で行うよう、事務連絡^(※)を発出して依頼しています。

(※) 令和2年3月1日事務連絡「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体

制)の移行について」

令和2年3月26日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について(改定)」

3. 特に難病患者は、継続的な医療・投薬が必要となる上、基礎疾患がある方や免疫抑制剤等を用いている方が含まれていることから、新型コロナウイルスに感染した場合には、専門性を有する集中治療が必要となる可能性が高くなることが想定されるため、当該事務連絡にて専門治療を実施でき、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れも可能である医療機関の設定について、各都道府県等へお願いをしているところです。
4. 厚生労働省としては、引き続き、都道府県が行う各種の取り組みについて、支援等を行っていきます。

(コロナ対策本部医療体制班)

(健康局難病対策課)

3. 在宅等で人工呼吸療法を必要とする患者への人工呼吸器の確保を行ってください。

医療崩壊の一つとして人工呼吸器の不足が言われています。ウイルス感染による重症者が集中治療室で使われる人工呼吸器は神経難病患者等が在宅で使用している機種とは異なると医療者関係者から聞いておりますが、場合によっては在宅呼吸両方に使っている人工呼吸器の品不足の事態も考えられます。そのために国産の人工呼吸器の増産を図るなど、神経難病患者の生きる権利が脅かされることのないよう迅速な措置を講じてください。

また、現在、使用中の人工呼吸器のメンテナンスや交換部品の供給が滞ることのないよう、関係機器を取り扱っている会社と十分な対策を講じて下さい。

(答)

- 1 新型コロナウイルス感染症対策として、人工呼吸器の確保については、4月7日に取りまとめた緊急経済対策において、「重症者に必要となる人工呼吸器・人工肺の更なる整備に取り組む」こととし、必要な支援を行うこととしています。

※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)(抄)

- ・ 都道府県における医療機関の体制(病床・人工呼吸器・人工肺・医療従事者等)及び軽症者等の医療機関以外の療養場所等の確保(「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」の創設)(厚生労働省)
- ・ 人工呼吸器生産のための設備整備事業(経済産業省)

- 2 今後、さらに人工呼吸器が必要となる場合に備えて、既存メーカーに対して、更なる増産や輸入により人工呼吸器や交換部品のメンテナンスを含めた安定的な供給を働き

かけるとともに、人工呼吸器の部品や組み立てに関する技術や設備を有する企業に対して、技術や生産ラインの提供ができるか等を働きかけています。

- 3 さらに、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、人工呼吸器を含めた医療機器等について、必要な薬事審査の手続きを、他品目に優先かつ迅速に処理することとしており、4月13日には、その取扱いを通知で明確化したところです。

(注) 人工呼吸器の製造への異業種参入に係る薬事手続きの迅速化・効率化

- ・ 製造業登録及び製造所追加に係る承認事項一部変更承認の迅速化。
- ・ 製造所における製造管理・品質管理の状況に係る調査（QMS調査）について、事後的な確認を前提とした迅速な処理を実施。

- 4 厚生労働省としては、これらの取組を通して、新型コロナウイルス感染症対策として、人工呼吸器の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

(健康局結核感染症課)

(医政局経済課)

(医薬・生活衛生局医療機器審査管理課)

4. 緊急事態宣言の下での介護・福祉サービスの継続的利用の支援を行って下さい。

(答)

- 1 ヘルパー派遣を含む訪問系サービスは、障害のある方・高齢者やその家族にとって必要不可欠なものであり、感染防止を徹底した上で、必要なサービスが提供されるようにすることが重要と考えています。

- 2 このため、厚生労働省では、4月7日付けで、これまで示してきた感染防止に係る取組に加え、ケアに当たっての具体的な留意点など、平時から感染時までの取組について整理しお示ししています。

- 3 その中で、
 - ・ 感染した利用者は、原則入院することとなること、
 - ・ 感染が疑われる利用者については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡して指示を受けること、
 - ・ 濃厚接触者である場合については、地域の保健所と相談し、訪問介護等の必要性を再度検討し、ケアマネジャー等も間に入って生活に必要なサービスを確保すること、
 - ・ 検討の結果、サービスを提供することとなる場合には、事業所は保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等を行うこと。等々を示しています。

- 4 また、喀痰吸引等研修を確実に実施することと新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することは、いずれも非常に重要であるため、3号研修の実施に当たって留意すべき事項について整理を進めています。

- 5 引き続き、障害のある方や高齢者の暮らしに必要なサービスが安定的に提供されるよう必要な支援を行ってまいります。

(障害保健福祉部障害福祉課)

(老健局振興課)

5. 指定難病の医療費助成に必要な医療受給者証の更新の有効期限を1年延長して下さい。

(答)

- 1 難病の医療費助成については、申請書類として指定医の診断書の提出が必要であり、申請に当たって医療機関を受診する必要があるところです。
- 2 現在の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、難病患者が医療費助成の申請手続のためだけに医療機関を受診しなければならない事態を避けられるよう、受給者証の有効期限について、1年間の延長を行う予定です。4月22日付事務連絡にて各都道府県等へその旨をお示しするとともに、管内の医療機関等に周知いただくよう依頼しています。

(健康局難病対策課)

令和2年4月15日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様
厚生労働副大臣
橋本 岳 様
稲津 久 様

一般社団法人 日本 ALS 協会
会長 嶋守 恵之
〒102-0073 千代田区九段北 1-15-15 瑞鳥ビル 1F
電話 03-3234-9155 FAX03-3234-9156

新型コロナウイルス感染症に関する ALS 等神経難病患者対策の緊急要望

平素より、難病対策にご尽力いただき心より感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染防止のため7都府県に「緊急事態宣言」が出され、更に全国的に急速な感染拡大が進行しており、医療体制の崩壊が危惧されております。

このような状況下において進行性神経難病であるALS（筋萎縮性側索硬化症）等の人工呼吸器を装着した重症の患者、家族などから以下の要望が寄せられております。

つきましては、迅速な対応措置を講ずるよう、お願い致します。

記

1. 在宅で人工呼吸器使用患者等がたん吸引時に使用する消毒用エタノール液やアルコール綿等の衛生材料の供給不足が続いており、必要な者に提供できるようにして下さい。

通常は医療保険の在宅療養指導管理料に基づき主治医の指示により必要な衛生材料が支給されております。また3月13日には貴省関係課より「医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等における手指消毒用エタノールの優先供給について」(医政局他事務連絡)が自治体に発出されています。

しかしながら全体的な品不足から、自費購入による入手も難しくなっており、患者、家族は今後の医療衛生管理に強い不安を抱いています。早急に在宅医療に必要な衛生材料の生産確保と必要な患者への支給をお願いします。

2. 在宅療養中の重症患者やその家族が感染した場合の入院先等を確保して下さい。

現在、患者、家族や出入りの医療、介護関係者は必要な感染防止を行っていますが、万が一、患者や関係者に感染が生じ、在宅療養が困難になった場合には緊急入院先等を確保する必要があります。そのために現在の神経難病拠点病院（分野別拠点病院）、協力病院、難病医療コーディネータなどの地域支援が不可欠です。それらの支援体制が全国的に機能するよう、関係者への周知をお願いします。また、患者が感染し入院する場合

意思疎通方法を工夫するように、医療機関に指導願います。

また、ALSは進行性であり気管切開による呼吸器装着や胃ろう手術などはタイムリーな医療措置が必要となります。その場合に入院処置できる病院を確保して下さい。

3. 在宅等で人工呼吸療法を必要とする患者への人工呼吸器の確保を行って下さい。

医療崩壊の一つとして人工呼吸器の不足が言われています。ウイルス感染による重症者が集中治療室（ICU）で使われる人工呼吸器は神経難病患者等が在宅で使用している機種とは異なると医療者関係者から聞いておりますが、場合によっては在宅呼吸療法に使っている人工呼吸器の品不足の事態も考えられます。そのために国産の人工呼吸器の増産を図るなど、神経難病患者の生きる権利が脅かされることのないよう迅速な措置を講じてください。

また、現在、使用中の人工呼吸器のメンテナンスや交換部品の供給が滞ることのないよう、関係機器を取り扱っている会社と十分な対策を講じて下さい。

4. 緊急事態宣言の下での介護・福祉サービスの継続的利用の支援を行って下さい。

緊急事態宣言により外出自粛や事業制限が行われ、在宅の重症患者への訪問診療、訪問看護および訪問介護が制限され、患者へのケア体制が低下しないように指導して下さい。

特に地域での感染拡大により介護事業所などのヘルパー派遣サービスが少なくなり、独居者や配偶者などの介護態勢で療養している患者と家族に過度の負担が生じないように必要な措置をお願いします。地域関係機関から介護事業所への指導、協力要請をお願いします。

また、今回のウイルス感染との闘いは長期にわたるとの専門家の声が聞かれます。介護者不足が続いており、重度訪問介護者等の痰吸引等の研修（特に3号研修）においては違法性阻却措置の周知やWeb受講など弾力的な運用の配慮をお願いします。

5. 指定難病の医療費助成に必要な医療受給者証の更新の有効期限を1年延長して下さい。

更新手続きに必要な受診検査及び臨床個人調査票、医師意見書の依頼や入手等の各種手続きを行うことは、感染リスクを大きく伴います。

感染症に対する「緊急事態宣言」も全国的拡大傾向が見られており、特別な措置をお願いします。

以上